

メガネ屋を営業するのに、何の資格も必要がないのはご存知ですか。

極端に言えば「メガネ屋をやりたい!」と思えば、誰でも、今日からでもメガネ屋をオープンすることが可能です。

そのため、メガネをただのファッション小物のように考えていたり、よく勉強をしないままメガネを販売しているお店があるのが実情です。

そこで、日本眼鏡技術者協会(真面目な、技術のあるメガネ屋の集まり)という団体で、「認定眼鏡士」という資格制度を運営していたのですが、このたび「眼鏡作製技能士」という国家資格制度が発足することになりました。

ほとんどの先進国では既にメガネの国家資格制度は導入されていますが、いよいよ日本でもスタートするというわけです。

この国家資格ができたからと言って、資格を持っていないメガネ屋が営業できなくなるわけではありません。しかし、消費者の方がメガネ店を選ぶ時「このメガネ屋なら安心!」という確実な基準ができたこととなります。

国家資格試験に合格した者は国の定める基準に基づき、卓越した技能と知識を持つと客観的に認められた「眼鏡作製技能士」となります。「眼鏡作製技能士」は、単にメガネを作るだけでなく、眼科専門医と連携して、生活者にとってより良い眼鏡を提供するために知識・技能の向上を目指します。視力の測定はもちろん、レンズ選び、フレーム選び、そして加工、調整までこなす「メガネの総合エキスパート」です。

技能検定の受検申請、お問い合わせは下記サイトよりお願い致します。

国家検定・眼鏡作製技能検定のサイト

<https://www.megane-joa.jp/>